様式３－１（単独参加者、共同体の代表構成員用）

申　告　書

　令和　　年　月　日

青森県知事　殿

　　　　　　　　　　　住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　印

青森県統合総務事務システム要件定義書作成等業務に係る企画提案競技への参加申請を行うに当たり、下記に相違ないことを申告します。

記

（１）次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

イ　参加表明の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ　プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」(平成12年１月21日付け青管第912号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ　令和７年２月10日青森県告示第60号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてＡの等級に格付けされた者で、業務委託の営業種目を有する者であること。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ　暴力団員と交際していると認められる者。

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

キ　その者又はその支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの業務に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

様式３－２（共同体の構成員用）

申　告　書

　令和　　年　月　日

青森県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　印

青森県統合総務事務システム要件定義書作成等業務に係る企画提案競技への参加申請を行うに当たり、下記に相違ないことを申告します。

記

（１）次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

イ　参加表明の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ　プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」(平成12年１月21日付け青管第912号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ　暴力団員と交際していると認められる者。

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

キ　その者又はその支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの業務に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。